

裁 決

[REDACTED]
審査請求人 [REDACTED]

処分庁 [REDACTED] 市福祉事務所長

審査請求人（以下「請求人」という。）が平成29年3月19日付けでした審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

[REDACTED] 市福祉事務所長が請求人に対して行い、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付け[REDACTED]
[REDACTED]で通知した生活保護廃止決定を取り消す。

事案の概要

本件審査請求は、処分庁が、生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた請求人に対し、法第62条第3項の規定による保護廃止決定（平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日付け[REDACTED]（以下「本件廃止通知書」という。）により請求人に通知したもの。以下「本件処分」という。）を行ったところ、請求人がこれを不服として、本件処分の取消しを求めた事案である。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

(1) 請求の趣旨

本件処分の取消しを求める。

(2) 請求の理由

生活保護廃止処分の理由とされた「指導指示に従わない」という事実はない。

2 処分庁の弁明

(1) 弁明の趣旨

本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

(2) 処分内容及び理由について

ア 審査請求の理由に対する認否

「生活保護廃止処分の理由とされた「指導指示に従わない」という事実はない」という点は、否認する。処分庁は、請求人に対し職種、会社の規模、高額給与等にこだわることなく真摯に求職活動に励むことを指導指示した。それにもかかわらず請求人には改善が見られなかったものである。

イ 処分庁の主張

(ア) 請求人は、本件処分に至るまで、真摯な求職活動が見られなかった。
かかる者に対して保護を実施することは、法第4条第1項が規定する保護の補足性の要件を満たさない。また、請求人は、法第60条の規定による能力の活用及び生活の向上に努めていない。

(イ) そこで、法第27条第1項（「保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができる」）の規定により、処分庁は請求人に対し、職種、会社の規模、高額給与等にこだわることなく真摯に求職活動に励むことを指導指示した。

しかし、請求人は、かかる指導指示に正当な理由なく従わなかった。

(ウ) そこで、法第62条第1項（「被保護者は、保護の実施機関が、（中略）又は第27条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。」）及び同条第3項（「保護の実施機関は、被保護者が前2項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。」）の規定により、法第27条第1項の規定による指導指示をした上で、当該指導指示に従わないとから法第62条第3項の規定により保護の廃止をしたものである。

(エ) 以上のこと照らせば、本件処分に違法又は不当な点はなく、本件審査請求は棄却されるべきである。

3. 請求人の反論

登場人物

査察指導員、■ 氏（以下「■」という。）

現業員、■ 氏（以下「■」という。）

前現業員、■ 氏（以下「■」という。）

■、■ 氏（以下「■」という。）

■、■ 氏（以下「■」という。）

就労支援員（■）、■ 氏（以下「■」という。）

就労支援準備室、相談員■ 氏（以下「■」という。）

専門官■ 氏（以下「■」という。） 課長、■ 氏（以下「■」という。）

人権擁護委員 2名（氏名不詳）

理由なく指導指示に従わなかったのか。

（1）事実

ア 求職活動について

ネット求人媒体に履歴書を登録し、①それを見た企業から直接のスルウトを電子メールで受ける、②ネット媒体・求人企業が条件を指定し検索してヒットした求職者に紹介メールを送る、③登録した求人条件のメールを受け取る、という方法で、求職活動を行った。日経NET、マイナビ転職、リクナビNEXT、リクナビ派遣から、毎日合計10通ほどのメールが来る。それを吟味し応募していた。求職日数と応募件数の推移のサマリーを記した。平成28年の抜粋を添付した。

パソナ、アデコ、マンパワード、ランスタッド、ハイズ・ジャパン等に登録している。

度重なる、職種、会社の規模及び高額報酬にこだわらないで就職活動をせよという、主觀的で抽象的な■の指示の具体的な内容、具体的にどういう会社のどういう仕事があるか尋ねると、■から「そんなの知るか、自分で考えろ。」とあり、明確な答えはなかった。会社の規模及び高額報酬は相対的なものであり、具体的に示されないと従いようがない。

長らく、応募しても書類審査落ちとなることが多かったが、最近になり、総務経理の部長職の面接に招待されたり、パソナから総務部長の紹介予定派遣の案件を紹介されたり、一筋の光明がさしてきた。外部プロ

フェッショナルの正当な評価なのであろう。

指導指示を、職業には様々あるから、社会的に見て下の職業、例えば、中小企業のライン製造者、清掃又は警備のような、アルバイトと変わらない職業を中心に応募せよ、と解するならば、上記のような仕事を獲得することは不可能で、雇用機会を奪うものである。

甚だ不当である。

求職活動を見ると、巨大企業だけに応募してるのでないが、巨大企業であれば、グループ会社が数百社、社員が数万人というところもあり、一社に応募することにより、企業グループの中で空きポジションを見出していくだけの期待もあるところである。事実、近時、履歴を登録すると企業グループの空きを紹介する会社も増えてきている。

以上により、継続的に求職活動を行っていたのであり、指導指示に従っていなかった、とは言えない。

イ 交通量調査について

受給資格を得る前、40代を通して、生計を立てるために、交通量調査を行っていた。雨の中雪の中、暑い寒いにかかわらず、道のそばで車などをカウントする仕事だが、真面目で正確に仕事をしていたため、仕事を離れた今でも、電子メールで仕事の依頼が来る。平成28年1年間の合計を表にしてみた。単純合算したものであり、日にちのかぶり、荒天などを考慮すると、年 [] 円、月平均 [] 円ほど収入があった計算になる。

ウ 就労と認めるべきであった理由

(ア) 稼働能力の活用

単発の仕事ではあるが、採用の蓋然性が非常に高く就労の機会を得ることが容易かった。なぜなら、アルバイト求人に載るものと違い、対象者を絞ってメール配信し、電話が繋がりさえすればできる仕事であるからである。「就労獲得の努力をしていない、また、就労していない」ことはない事を証明でき、指示書による指導指示を受けることもなかった。

ら
得

企

出

近

て

定

査

よ

事

り

天

計

か

(イ) 申告の自発性

給与が現金手渡しであり、隠すこともできるのに、あえて申告するのであるから、容認されるべきだった。その必要まではないが、募集メールのコピーとアルバイト時の調査指示書を添付すれば、契約額及び調査の有無もわかり証拠としては完璧であろう。

(ウ) 労働の喜びと社会性

自分の稼いだお金で生活する自負や満足感があり、社会との接点も持てた。

(エ) 国への貢献

支給額が減り、国庫支出が減った。

■市の取扱いでは、交通量調査のアルバイトで収入を得て申告しても収入と認めないので、それは不正所得となり生活保護の廃止等のペナルティが課されることになる。■推薦の塾講師や■推薦の警備と比べても、はるかに良い条件の案件であった。一年で収入の上下があり不安定ではあるが、その不安定さを補うための生活保護制度ではないのか。

交通量調査を就労と認めないことの不当性は、■の家庭訪問や市役所への書類提出のたびに、幾度となく、■、■、■と■の同僚に口頭で伝えたところである。弁明聴取会で請求人の頻繁な訴えがあったことは認定された。アルバイトのようなレベルの低いところを見ると、応募する気が失せるとあるが、事実、過去にやっていたのであり、市役所が許可を出せばすぐにでも出来た。高いポテンシャルは必要ないし、学力も必要ない。就労機会を妨げる不当な指導指示があったと言える。

(2) 法律論

法第4条第1項は、保護の要件として、「稼働能力の活用」を要件としている。稼働能力の活用は、ア稼働能力、イ稼働能力活用の意思、ウ稼働能力を活用する就労の場の三要素で構成される。

ア 稼働能力

稼働能力の有無について、行政解釈、裁判例ともに年齢や医学的な面か

らの評価だけではなく、当該申請者の学歴や資格、職歴、現在の心身の状態、成育歴等も考慮しながら、どの程度の稼働能力を有しているかを検討するとしている。

請求人は、大学経済学部を卒業後、税務、会計監査及び英文会計を専門としてきた。各種資格にも合格しており、英語力とPCスキルもある。昨年11月末に受験した「厚生労働省編・一般職業適性検査」では、高得点を獲得し、現在も高いポテンシャルを維持することがわかった。■から、オールマイティーに仕事をこなすことはできるが、その高いポテンシャルを活かすには、応募し続けることが肝要とのアドバイスを得た。現在、年収500万円ほどの事務職にも応募している。平成27年度年収統計を見ると全世代の平均年収が420万円であり、大卒50代の平均はそれ以上であり、それと比較すると決して高い年収とはいえず、指示書にある高額給与のみに応募している、という指摘はあだらない。

イ 稼働能力活用の意思

稼働能力活用の意思の有無について、行政解釈は、稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこととしている。が、裁判例によれば申請者の資質や困窮の程度等を勘案すべきと指摘しつつ、当該申請者について社会通念上最低限度必要とされる程度の最低限度の生活の維持のための努力を行う意思が認められれば足り「真摯な努力」までは必要ないとする（岸和田訴訟・大阪地裁平成25年10月31日判決）。

別添の「就職活動状況・収入申告書応募推移」によると、インターネット転職サイトに登録した履歴書と職種等の希望を元に配信される求人情報を受け取る形で、ほぼ毎日、求職活動をし、応募している。

よって、稼働能力活用の意思があると認められる。

ウ 稼働能力を活用する就労の場

現に特定の雇用主がその事業場において当該生活困窮者を就労させる意思を有していることを明らかにしており、当該生活困窮者に当該雇用

状
討
門
作
点
か
シ
在
計
そ
あ

す
に
者
う
參
さ
れ
成
ツ
青

る
用

主の下で就労する意思さえあれば直ちに稼働することができるというような特別な事情が存在すると認めることができない限り、生活に困窮する者がその意思のみに基づいて直ちにその稼働能力を活用する就労の場を得ることができると認めることはできない（新宿七夕訴訟、東京高裁平成24年7月18日判決）。

企業採用の内定が出て、契約を取り交わせばいつでも働く状態を指すと思われるが、そういう状態にないから、稼働能力を活用する就労の場があるとは言えない。

平成■年■月■日付■による、9月末までに就職せよという指示は、実際に就職できるかどうかは、雇用情勢や企業ニーズに左右され、本人の意思と努力だけで決まることではないから、不当であり無効である。また、生活保護受給要件の一つ「稼働能力活用の意思」については、社会通念上最低限度必要とされる程度の最低限度の生活の維持のための努力を行う意思が認められれば足り「真摯な努力」までは必要ないとする。

■年■月■日■による、11月末までに就職せよという指示は、法第60条を根拠としている。「生活保護法の改正について」によると、本条の義務を果たさないことだけをもって、保護の停廃止を行うことは想定していないとある。また、11月末までに就職せよという指示は、相手のあることであり、請求人の努力のみにより解決できるものではなく、不当であり無効である。「稼働能力活用の意思」については、社会通念上最低限度必要とされる程度の最低限度の生活の維持のための努力を行う意思が認められれば足り「真摯な努力」までは必要ないとする。

エ 参考「生活保護法の改正について」(厚生労働省) 34ページ

改正法第60条の留意点について「改正法第60条の規定により福祉事務所は必要に応じて、受給者に対し効果的に支援が行えるようになるものと考えているが、健康管理や金銭管理は、あくまで受給者が主体的に取り組んでいくことが重要であるため、本規定に定める生活上の義務を果たさないことだけをもって、保護の停廃止を行うことは想定していない

ことに十分ご留意いただくようお願いする。」

条文違反を根拠として生活保護の停廃止を想定していない法第60条違反をもって、生活保護廃止決定をすることは不当である。

法第62条第3項については、収入獲得の途なく生活保護を廃止すれば生活が成り立たなくなり、憲法25条の生存権をないがしろにするものであるから、その運用について慎重を期し、仮にもケースワーカー等の個人的判断でその濫用がおこなわれるようなことが絶対に起こらないようしなければならない。

法第62条第3項は、法第27条違反のみを根拠としている。強制力のない法第60条を根拠として意思決定がなされたのは不当である。また、指導内容に問題がないと仮定した時、強制力のない同条の次に強制力のある27条指導があり、その結果停止廃止の決定がなされるのが順序である。福祉事務所長の指示は逆である。

就職とは、正社員となることである。期限を切る指導指示は無効なのであるが、応募→書類選考→面接→採用というステップを踏むので、応募から採用内定まで最低でも3ヶ月かかり、1ヶ月で済むとは到底思えない。

「生活保護における辞退及び指導指示違反による廃止の取扱について」（保総保第902号・平成21年1月28日）によると、指導指示違反により廃止とすることができますが、指示内容として本人の努力によって達成できる以外の要素を含んだものは有効でないとする。例えば、正社員として働くこと、すなわち、就職せよと指示することは、無効である。

生活保護制度は国の制度であるから、どの県においても運用は変わらず、千葉県でも同じ取扱いであると思われる。

(3) 就労支援は適切になされたか。

ア ■■■、■■■のケース

平成25年6月か7月頃、■■■から就労支援事業に参加するようになって要請を受け、同意書を提出した。10月頃と記憶しているが、■■■、前査察指導員（名前不詳）、■■■と面談した。就業活動状況一収入申告書応募推移によると11月から8月までの応募実績は9件である。3件ではない。

違
れ
も
の
よ

力
ま
力
序

の
応
え

」
に
達
と
ら

要
察
唯
い。

求人が少ない時に応募数がゼロということもあるだろう。また、■の不手際により、11月と12月分の「就業活動状況・収入申告書」が紛失している。平成26年5月に入ると、同じ求人しかデータベースになくなり紹介できるものがないことから、就労支援をどうするかという話になった。■と■が相談して続行するか決めるということになったが、以後連絡はなく、事実上、支援終了となった。就労支援は、5月上旬に打ち切られたと解される。

就労開始にあたり、請求人の履歴と希望をもとに■と共に、経験のある財務、経理、税務、監査業務と英語を使う業務を中心に、正社員と有期雇用の案件を探した。就労の可能性が高いと思われたためである。2週間に一度程の頻度でハローワークへ赴き、度に5件ほどの案件を紹介された。一見して、請求人が対象でない求人もあり、例えば、仕事内容に、お茶出しとあれば対象は女性のみであろう。また、あまりスキルを要求されない求人に応募しようとすると、80名ほどの応募がすでにあり、その求人で内定を獲得するのは至難であろうと思われる求人も多い。旧帝大系卒で英語力もあることから、上記に加えて、広く公益法人の案件を紹介していただいたと記憶している。収入要件を言わなかつたところ、■が初めて出してきたのは、■で1年契約、年収1000万ほどの案件だった。■の請求人に対する評価なのであろう。

弁明書にある、職種と高い給与に強くこだわった、とは、誰が言ったのか主語がない。■と請求人ではないことは確かだろう。職種の指定がなければ、仕事の検索ができないであろう。

イ ■、■のケース

平成27年6月か7月頃、■から就労支援事業に参加するようになって要請を受け、同意書を提出した。当初は、■による平成28年1月から3ヶ月の就労支援であった。初回は■が■に提供した情報を元に■を紹介された。自動車の運転が必須なので、その案件はなくなった。次回の面談のときに履歴書及び職務経歴書を持参されたいということで、見せると顔色が変わった。■の情報とかけ離れていたのか。

■から提供されたのは3件の塾講師のアルバイトのみであった。(就労支援プログラムー■)「仮に、アルバイトで塾講師をすれば、生活保護から抜け自立できるか」と尋ねたところ、■から「できない」との回答があった。■の指示は、就職すること、すなわち、正社員となることである。そのため、正社員の案件を紹介してほしいと要請したが、塾講師しか紹介できないと拒否され、1月末をもって就労支援は打ち切られた。2月ではない。打ち切った理由を尋ねたが、■から答えはなかった。求人件数には1年を通じて波があり、また景気により左右されるものである。前回の■のときより短く、年始1月、月数の少ない2月、新年度に備える3月と、求人の端境期にあたり、就労支援の時期として適切であったか。■、■ケースは10月から支援を開始しており、■もできたと思われるが、なぜ、求人の非常に少ない1月から始めたのか、甚だ疑問である。年始で極端に求人が少ない中、3月までに就職させる自信がなく、であれば早く切り上げたいと言ふ■の考えがあつたのではないか。以上、■、■のケースである。

同年8月末に、第1回目の指示書が出て、抽象的で主観的な表現にとどまるため、具体的にどういう就労先があるか示してほしいと、9月上旬に要望したところ、■は答えなかった。では、就労支援プログラムがあるから、それを使おうと請求人が提案した。仕事のデータベース量が日本最大であること、応募の履歴が残ること、採用不採用にかかわらずその理由が示されることが理由である。経験豊かなプロである就労支援員により、請求人が通る蓋然性の高い案件をいくつか選んでもらい、それに応募していく。ただし、応募コストが馬鹿にならないから1か月5件ぐらいにしてほしいと要望した。これは、すぐには実現されなかつた。

10月20日に、■と■がアパートを訪れ、11月までに就職しないと保護を廃止するとする2回目の指示書を受け取った。あと1か月ほどで保護を打ち切るから、それ以後は、就職するか、ホームレスになれというものである。「4年も無職なら、就職口はない。健康状態に問題はなさそうだから、肉体労働もできそうだ。」と、■の上司の■は言

就
保
の
る
が、
切
な
れ
2
と
お
始
に
が
と
上
ム
量
ら
支
、
月
つ
し
月
な
題
言

った。当時、言葉の意味がわからないが、警備とゴミ掃除を強引に勧めてきた事実があり、この時に決めていたのであろう。就労支援プログラムを早急に開始するように求めた。

ウ ■■■、■■■のケース

そこで、行われたのが次の就労支援である。請求人が提案しなければ、やらなかつたことに留意されたい。

平成28年11月開始の就労支援において■■■と■■■同席のもと、■■■から「11月から1月までの3か月という短い期間の支援である。(年末年始になり) 求人案件が極端に少ない時期であるから、要望に応えることは出来ないかもしない。」との言葉が最初にあった。

そして、履歴書を見る事もなく「警備の仕事とゴミ掃除の仕事しかないから、そこに応募しなさい」との言葉があった。■■■と■■■はそれに同意した。

続けて、■■■から、■■■の最低時給の警備会社の面接を受けるように指示を受けた「その警備会社しか紹介できるところはない。警備会社の面接を受けなければ、生活保護を打ち切る。」と強要され、就職もままならないまま生活保護を廃止されたらホームレスになってしまふ、という強い恐怖心から、不本意であったが、面接に臨んだ。「日給7500円の警備のアルバイトで働くことで、自立できるか。」との請求人の問い合わせに、■■■は「できない」と答えた。その警備会社に応募する平均像とかけ離れていたため、不合格となつた。働くにあたり、覚せい剤検査があり、暴力団組員、薬物中毒患者、ホームレス、精神疾患者、引きこもり、ニートなど、社会から外れてしまった人の社会復帰には適するのだろう。就労にあたり1万5千円の装備を買わせるのも大きな出費となるので気になった。

次回、履歴書と職務経歴書の添削をするから持参するようにというのと同時に、ハローワークとアルバイト紙の求人を渡された。就労支援のプロである■■■(■■■談)の選んだハローワーク案件は採用の可能性が高いものであり、そのリストから、■■■と社労士事務所に応募した。■■■の方は、高校、大学生で就職が決まらなかつた女子の

救済案件であり、社労士の方は通常アルバイトである、とひと目でわかる求人であった。■、■、■に紹介された求人を市役所来庁の人権擁護委員2名に履歴書と併せて見せたところ、「請求人のキャリアとは合わないのではないか」、「■案件は請求人の見立て通りである」との言葉があった。■によると、請求人のキャリアが不足しているから、両案件とも難しいのではないか、とのことだった。応募した結果、■は不採用、社労士事務所は、厚労省プログラムを企業に売り込むアドバイスをいただけないか、と言うことだった。

11月末に強制的に「厚生労働省編・一般職業適性検査」を受けさせられ、いまだに高いポテンシャルを維持していることがわかった。■から「今まで見たことないぐらいの高得点です。適職は特になく、なんでもこなせるでしょう。」と講評があった。■、■に、これを元にした就労支援をお願いしたが、「なんでもできる。肉体労働も出来ますね。」と、取り合わなかった。

最後の就労支援となる可能性があったため、適性検査、履歴書の評価吟味、その後に仕事の紹介を行うべきではなかったか。意に反して警備員になることを強い、やるべきことはやったというアリバイ作りに、「厚労省・適性検査」を受験させたように思われる。

就労支援が適切であったか、それを是認した■、■に問題はないか。

就労支援は適切になされたとは言えない。

処分庁は請求人の処分時の生活状態、求職状況等の聴取を十分に行い、それを元に、保護の継続又は廃止については慎重な判断を下す必要があったにもかかわらず、請求人の年齢及び健康状態のみに基づいて、安易に請求人は稼働能力活用の要件を充足していないと判断し、生活保護廃止を決定したのは甚だ不当である。

以上のとおり、本件処分の理由とされた「指導指示に従わない」という事実はないから本件処分を取り消すとの裁決を求める。

(4) 若干の考察

前記記載とダブるところもあるが、結論をサポートするものとして、捉え

てほしい。あまりにも、経験とかけ離れたアルバイトを多数紹介され応募するよう強制されたため、「こんなの、受かるわけないじゃん」と小声で言ったところ、「こんなの、受かるじゃん、と言った」と、■が言った。■と■が同調した。■は70才ほどの老人で耳が遠く、聞き違えたようだ。保護開始前に多数のアルバイトに応募し採用されなかつたことを例示しながら示した。「受かるじゃん」とは言っていないと訂正したにも関わらず、■の調書によると、請求人がアルバイトに応募すれば、今すぐにでも採用されて働くと認識してゐるにも関わらず、会社の規模、給与へのこだわりがあるため、アルバイトに応募していない、そして就労していない、生活保護を廃止すべきという根拠として、そのエピソードが挙げられているようである。反論は、聴聞会でも述べた通り、数々の不合格実績により、アルバイトには受からない。

就職活動をしていないといわれのないレッテルを貼り、職種、会社の規模、高額給与にこだわらず、真摯に求職活動をしなさいという、抽象的で曖昧な指導に対し、具体的にどういう就職先があるか、家庭訪問のたび、月に一度の市役所訪問のたびに、■に問うた。平成27年4月入所の新人で福祉業務の経験が浅く具体的な例示が出来ないのであれば、上司と相談して示すように言ったが、同年5月に担当となってから平成29年廃止決定まで、■、■から明確な回答はなかった。

事実を自己に都合よく解釈し、事実を歪曲し、憲法25条生存権の趣旨を全うするため、法を厳格に解釈しなければならない義務があるにも関わらず、それを放棄し、いたずらに拡大解釈し、請求人の生活保護受給という権利をないがしろにしたことは許されない。貧困が問題化し、日本全国で行き過ぎた生活保護行政の問題が顕在化する中、不当な決定がなされた責任は重い。

事実の歪曲及び曲解並びに条文の誤適用及び拡大解釈したのは甚だ不当である。

稼働能力の判定は適正に行われたか、履歴書等により詳細な経歴を手に入れたのはいつか。

■と■に履歴書を提出したのは平成28年11月である。

何を元に稼働能力を判断したのか。詳細な履歴の提出日は上記である。2通の指示書を見ても、法第27条と法第60条の重疊適用、期限を区切った不当な指示、杜撰な表記等、■が起案したと思われ、上長の査閲があったならば訂正されるところ、不備があるまま発出されている。■や■の査閲、決裁があったとは到底思えない。指示書の作成、決裁及び発出はいかになされたか。

知識及び経験のない平成27年4月採用の■に上司は過大な裁量を与える、■が、その裁量をはるかに越える指導指示をなしたにも関わらず、上司がそれをチェック指導することは全くなかったと思われる。

聴聞会は6人で行われ、廃止に至る決定をしてきた■、■、■の三人と議論に参加しない書記2人と、第三者に近い■で行われた、

■によると、生活保護受給のハードルは低い。誰でも貧困に苦しんではすればすぐに受給できると思ってるようだ。自治体の水ぎわ作戦、近親者が扶養しないとの言質、全財産の調査等、生活保護受給までの道は精神的苦痛も伴う。交通量調査などの現金手渡しのアルバイトも就労と認めているのが実務である、と現場と違う発言をしていた。現場を全く知らない。また、「なぜ正社員となれないのか」と言い、活動をしても就職まで至らない、そのため貧困生活を送っているから、生活保護を受給しているのである。応募に応募を重ね、やっと面接までこぎつけた。正社員までもう一步だから激励するならいざしらず、「応募しても、受からないんでしょ、仕事が見つからないんでしょ、だから廃止します。」支離滅裂、意味不明である。生存権その下にある生活保護法による義務を放棄したのであろうか。（聴聞会後半）決定を下した内部者3人と事情を知らない第三者1人が多数決をすれば、処分が是認されることは至極当然である。

理由

1 請求人の主張

請求人は、前記審理関係人の主張の要旨1（2）のとおり主張しており、要するに、処分庁による就職に係る指導指示は違法であり、また、請求人は求職活動に取り組んでいたとして、処分庁が指導指示違反を理由に本件処分

を行ったことは違法又は不当であると主張しているものと解される。

2 認定事実

- (1) 処分庁は、平成25年4月30日、請求人に対する保護を開始した。
- (2) 処分庁は、平成■■年■■月■■日、請求人に対し、次の内容の法第27条の規定による書面による指示（同日付け■■■■■■■■で通知したもの。以下「本件指示1」という。）を行った。

ア 職種、会社の規模、高額給与へ強くこだわることなく真摯に求職活動に励むこと（以下「本件求職活動指示1」という。）

イ 9月末までに就職すること（以下「本件就職指示1」という。）

ウ 理由

請求人は、生活保護開始当初に、日払いのアルバイトを数回行ったのみで、その後就労していない。これまで2回、■■■■■■■■で就労支援を行ったが職種や給与に強くこだわり、月1件程度の応募しかしていない。

平成28年2月から、3か月間自主求職活動を認めたが、状況は変わらず、更に5月12日に職種にこだわらず7月11日までに就職するよう口頭指導を行ったが、その後も改善は見られず、また真摯に求職活動を行っているとは到底認められない。

- (3) 請求人は、平成28年10月3日、処分庁に対し、次の内容の「求職活動状況・収入申告書」を提出した。

ア 請求人の同年8月の求職活動状況

(ア) 同月1日から30日まで

インターネット求人情報で探すが応募せず

(イ) 同月31日

■■■■■ 内部監査 インターネット応募 断られた

■■■■■ 経理・財務 インターネット応募 断られた

■■■■■ 財務・会計 インターネット応募 断られた

イ 請求人の同年9月の求職活動状況

(ア) 同月1日から同月28日まで

インターネット求人を探すが応募せず

(イ) 同月29日

[REDACTED] 経理・財務 インターネット応募 返事待ち
[REDACTED] ファイナンス インターネット応募 返事待ち
[REDACTED] 経理 インターネット応募 返事待ち
[REDACTED] 経理 インターネット応募 返事待ち

(4) 処分庁は、平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日、請求人に対し、次のウの理由により、
次のア及びイの内容の法第27条の規定による書面による指示（同日付け [REDACTED]
[REDACTED] で通知したもの。以下「本件指示2」という。）を行った。

- ア 真摯に求職活動に励むこと（以下「本件求職活動指示2」という。本件
求職活動指示1と併せて「本件各求職活動指示」という。）
イ 11月末までに就職すること（以下「本件就職指示2」という。本件就
職指示1と併せて「本件各就職指示」という。）

ウ 理由

福祉事務所（要は処分庁を意味するものであると言えるので、以下「処
分庁」という。）は、本件指導指示1にて、請求人に対して法第27条の
規定により職種、会社の規模、高額給与へ強くこだわることなく真摯に求
職活動に励み、9月末までに就職するよう指示したが、応募は4件のみと
真摯な求職とは到底思えない。

処分庁は、請求人が法第60条に規定する能力を活用し生活の向上に
努めていないと判断した。

(5) 請求人は、平成28年11月8日、処分庁に対し、次の内容の「求職活動
状況・収入申告書」を提出した。

ア 請求人の同年10月の求職活動状況

(ア) 同月1日から27日まで

インターネット 応募せず

(イ) 同月28日

[REDACTED] 経理 ネット応募 断られた
[REDACTED] 経理 ネット応募 断られた
[REDACTED] 財務・経理 ネット応募 断られた
[REDACTED] 試験監督(12/4) ネット応募

採用

(6) 請求人は、平成28年11月25日、[REDACTED]の面接を受けた。

(7) 請求人は、平成29年1月31日、処分庁に対し、次の内容の「求職活動状況・収入申告書」を提出した。

ア 請求人の平成28年12月の求職活動状況

(ア) 同月1日

[REDACTED] 警備 面接 断られた

[REDACTED] 庶務 面接 断られた

[REDACTED] 雑務 書類応募 断られた

[REDACTED] 経理 書類応募 断られた

[REDACTED] 予算スペシャリスト 書類応募 断られた

[REDACTED] 総合職 書類応募 断られた

(イ) 同月2日から28日まで

インターネット中心に求人を探すも応募にはいたらず

(ウ) 同月29日

[REDACTED] 財務・経理 ネット応募 断られた

イ 請求人の平成29年1月の求職活動状況

(ア) 同月4日

[REDACTED] 総務・財務 面接 断られた

(イ) 同月5日から7日まで

ネット求人を探したが応募せず

(ウ) 同月10日

[REDACTED] 海外進出支援 ネット応募 断られた

[REDACTED] 英→日翻訳 ネット応募 断られた

(エ) 同月11日から13日まで、16日から19日まで

ネット求人探しも応募せず

(オ) 同月20日

[REDACTED] 経理 ネット応募 断られた

[REDACTED] 経理 ネット応募 断られた

[REDACTED] グローバル経理 ネット応募 断られた

[REDACTED] 総合職 ネット応募 断られた

(力) 同月 23日から 31日まで

ネット求人探すが、応募せず

- (8) 処分庁は、平成29年3月8日、請求人に係る聴聞会を実施した。
- (9) 請求人は、本件就職指示1以後、本件処分時までの間に、一定程度の給与を一定期間継続して受けられる職に就かなかつた。
- (10) 処分庁は、平成29年3月17日、請求人に対して、指導指示に従わないことを理由として、法第62条第3項の規定により本件処分を行つた。
- (11) 請求人は、平成29年3月21日（收受日）、千葉県知事に対して審査請求をした。
- (12) 請求人は、本件審査請求において、次の内容の「求職日数と応募件数の推移（求職活動状況・収入申告書）」を提出した。

応募件数

平成28年	1月	1件
	2月	2件
	3月	2件
	4月	4件
	5月	2件
	6月	2件
	7月	2件
	8月	3件
	9月	4件
	10月	4件
		(11月は記載なし)
	12月	7件
平成29年	1月	7件
	2月	3件
	3月	5件

3 法の仕組み

(1) 生活上の義務について

法第60条は、「被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み」、「その他生活の維持及び向上に努めなければならない」と規定している。

(2) 指導及び指示について

法第27条第1項は、保護の実施機関（以下「実施機関」という。）は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができるとしている。

また、法第27条第1項の規定による指導又は指示の内容は、「被保護者にとって実現可能なものでなければならず、指導又は指示の内容が客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合は、指導又は指示は違法、無効なものとなる」（大阪高裁平成27年7月17日判決（最高裁平成26年10月23日第一小法廷判決の差戻控訴審））。

(3) 職業選択の自由と指導指示について

「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）第11—8は、「最低限度の生活が維持困難となった場合には、自己の学歴等を問うことなく現時点における労働市場の中で自己の能力に相応した職を探すのが通常である。知人等が本人に対する個人的な援護的立場で職をあっせんする場合は、履歴等をも考慮する場合もあるが、そのような職場がないからといって自己の労働力で十分耐え得る職があるにもかかわらずこれに就労しないことは、法第4条第1項の要件を満たすものとはいいがたい。また、保護の実施機関は本人の学歴等に相応する職を保障しなければならない公的義務はどこにもない。」とし、通常の労働に耐え得ると認められる被保護者に対してはこの点を十分説明して就労するよう指示することとしている。

また、上記就労とは、一定程度の給与を一定期間継続して受けられるようなものであり、一日限りのアルバイト等は含まれないと解されており（大阪地裁平成25年10月31日判決参照）、就職とは一定程度の給与を一定期間継続して受けられる職に就くことを意味するものと解される。

(4) 保護廃止処分に関する法の仕組みについて

法第62条第1項は、被保護者は、実施機関が、法第27条の規定により、

被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならぬとしている。

法は、実施機関が、被保護者に対し、保護の廃止処分（以下「廃止処分」という。）を行いうる場合として、被保護者が保護を必要としなくなったとき（法第26条）、立入調査を拒否、妨害又は忌避したとき（法第28条第5項）、法第27条の規定による指導又は指示に従う義務に違反したとき（法第62条第3項）等を規定している。

このうち、法第62条第3項の規定による廃止処分は、法第27条第1項の規定により実施機関が書面によって行った指導又は指示に、被保護者が従わなかった場合でなければ行ってはならない（生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号。以下「規則」という。）第1.9条）。

そして、保護の停止等を経ずに、法第62条第3項の規定を適用して廃止処分をなしうる場合として、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会援護局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第11の問1の答3では、（1）最近1年以内において当該指導指示違反のほかに、文書による指導指示に対する違反、立入調査拒否若しくは検診命令違反があったとき、（2）法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかったとき、（3）保護の停止を行うことによつては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるときが示されている。

また、廃止処分は、被保護者の最低限度の生活の保障を奪う重大な処分であるから、違反行為に至る経緯や違反行為の内容等を総合的に考慮し、違反の程度が廃止処分に相当するような重大なものであることが必要であつて、保護の停止等の廃止よりも軽い処分で足りる場合には、保護の停止等のより軽い処分を選択すべきである（福岡地裁平成10年5月26日判決参照）。

なお、指示の内容が客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合は違法、無効な指示であり、当該指示に従わなかつたことを理由にされた保護廃止決定も違法とされる（最高裁平成26年10月23日第一小法廷

判決参照)。

4. あてはめ

(1) 本件各就職指示について

ア 本件各就職指示の適法性及び妥当性について

(ア) 本件就職指示1について

前記3(2)のとおり、指示の内容が客観的に実現不可能又は著しく実現困難である場合は違法、無効な指示であるところ、本件就職指示1が行われたのは、平成■年■月■日であり、翌月(9月)末までの約1か月間で就職することが客観的に実現可能かという点について検討する。

この点、実際に請求人が就労を開始するためには、請求人からの求人側に対する申込み、求人側との面接、求人側による請求人を採用するとの決定、両者の間での雇用契約の締結等が必要となるのであり、求人側という第三者の判断が加わるものであって、かつ、前記2(12)のとおり、請求人は本件就職指示1の前に毎月求人に対する応募をしているものの、面接にまで至ることも困難であった事情を考慮すると、約1か月という期間は請求人が就職をするための期間として短期間であることは否めず、指示の内容が客観的に著しく実現困難であると認められ、本件就職指示1は違法な指示であると言わざるを得ない。

(イ) 本件就職指示2について

本件就職指示2が行われたのは、平成■年■月■日であり、翌月(11月)末までの就職が約1か月で客観的に実現可能かという点について検討する。

前記(ア)と同様に、実際に請求人が就労を開始するためには、求人側という第三者の判断が加わるものであり、かつ、前記2(3)及び(12)のとおり、請求人は本件就職指示2の前に毎月求人に対する応募をしているものの、面接にまで至ることも困難であった事情を考慮すると、約1か月という期間は請求人が就職をするための期間として短期間であることは否めず、指示の内容が客観的に著しく実現困難であると認められ、本件就職指示2は違法な指示であると言わざるを得ない。

イ 本件各就職指示に係る違反及び同違反を理由とする本件処分の適否について

前記2(9)及び3(3)のとおり、請求人は、本件就職指示1以後、一定程度の給与を一定期間継続して受けられる職に就いておらず、就職していないと認められるので、本件各就職指示には従っていない。

しかし、前記アのとおり、本件各就職指示は違法な指示であることから、前記3(4)のとおり、本件各就職指示に従わなかったことを理由にされた本件処分も違法であると言わざるを得ないから、本件処分は、この点において違法であり、取消しを免れない。

(2) 本件各求職活動指示について

ア 本件各求職活動指示の適法性及び妥当性について

前記3(1)のとおり、被保護者は、勤労に励む義務（法第60条）を負うところ、本件各求職活動指示は、当該義務を改めて文書にて指示したと言え、その内容は適法であり、かつ妥当である。

イ 本件各求職活動指示違反について

まず、就職するには請求人による積極的な応募が必要となるところ、この点、請求人は、前記審理関係人の主張の要旨3のとおり、インターネットにより「求人情報を受信・閲覧する形で、ほぼ毎日、求職活動をし、応募している」と主張しているが、求人情報を受信し閲覧していたことのみでは「真摯な求職活動」とは到底言えないでの、以下、請求人による求人に対する応募状況について検討する。

請求人に係る本件各求職活動指示（平成■年■月■日及び■年■月■日）後の応募の内容を見ると、前記2(3)、(5)、(7)及び(12)のとおり、インターネットを介しており、書類による応募よりも比較的労力をかけずに応募できるものが大部分を占めているにもかかわらず、その応募件数は、多い月で7件、少ない月で3件となっており、前記審理関係人の主張の要旨3(1)アのとおり、請求人が求人について「毎日合計10通ほどのメールがくる」と主張していることを鑑みても、少ないと言わざるを得ない。

また、職種については経理及び財務等に偏りが見られ、この点、請求人

は、前記審理関係人の主張の要旨3のとおり、請求人の職業の希望を考慮すべきと主張している。

しかし、前記3(3)のとおり、最低限度の生活が維持困難となった場合には、自己の学歴等を問うことなく現時点における労働市場の中で自己の能力に相応した職を探すのが通常であり、処分庁には請求人の学歴等に相応する職を保障しなければならない公的義務はどこにもないことに鑑みても、応募する職種にこだわりがあり上記のとおり応募件数が少ないという請求人の求職活動は、「真摯な求職活動」としては不十分であったと言わざるを得ない。

したがって、請求人は、本件各求職活動指示に違反したことが認められる。

ウ 本件各求職活動指示違反を理由とする本件処分の適否について

(ア) 前記2(10)のとおり、本件処分は、請求人の指導指示違反を理由に行われている（本件廃止通知書には「指導指示」と記載されているが、これには本件指示1及び本件指示2が含まれていると解される。なお、前記(1)のとおり、本件各就職指示は違法な指示であると解される。）

から、本件各求職活動指示違反が、請求人について「保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき」（課長通知第11の問1の答3(3))に該当するか、以下検討する。

本件において、前記2(3)、(5)、(7)及び(12)のとおり、本件求職活動指示1以前の応募件数は平成28年1月から7月にかけて、少ない月で1件、多い月で4件という極めて僅かであったところ、本件求職活動指示2以後である同年12月及び平成29年1月の応募件数は月7件となっており、同指示前に比べれば若干応募件数が増えていることから、同指示は請求人にとって、一定の意識を喚起させる契機になっていることが認められ、このような請求人に対しては、保護の停止処分をし、同指示に従う意識を喚起させ、改めて請求人に同指示の目的及び内容を説明して請求人の理解を得ることにより同指示に従わせることも可能であったと考えられる。

したがって、本件処分については、「保護の停止を行うことによっては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき」（課長通知第11の問1の答3（3））に該当しない。

- (イ) また、請求人には、前記3（4）の課長通知第11の問1の答3に定める事項のうち、（1）書面による本件各求職活動指示による指示違反から1年以内において、当該指示違反のほかに、文書による法第27条の指示違反、立入調査拒否又は検診命令違反があったとき及び（2）法第78条により費用徴収の対象となるべき事実について以後改めるよう指導指示したにもかかわらず、これに従わなかつたときに該当する事情は認められない。
- (ウ) 次に、本件各求職活動指示違反が保護廃止に相当する重大なものと言えるか検討する。

前記3（4）のとおり、廃止処分を行うには違反の程度が廃止処分に相当するような重大なものであることが必要であるところ、本件においては、前記2（5）、（7）及び（12）並びに前記（ア）のとおり、請求人は、本件各求職活動指示後に若干応募件数を増やしており、本件各求職活動指示に係る「真摯な求職活動」としては不十分であるが、「真摯な求職活動」をしようとする一応の努力は見られ、請求人による本件各求職活動指示違反が保護廃止に相当するほど重大なものとも言えない。

(エ) 小括

以上によれば、本件各求職活動指示について、課長通知第11の問1の答3に定める保護廃止決定とすべき事情がいずれも認められず、かつ、本件各求職活動指示違反が保護廃止決定に相当する重大なものとも言えないにもかかわらず、保護停止決定を経ずに保護廃止決定という重大な不利益処分を行った点において本件処分は相当性を欠き、処分庁の合理的裁量の範囲を逸脱したものと言わざるを得ないから、本件処分は、この点においても違法であり、その余を判断するまでもなく、取消しを免れない。

4 結論

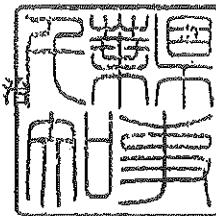
以上のとおり、本件審査請求は理由があるから、行政不服審査法（平成26

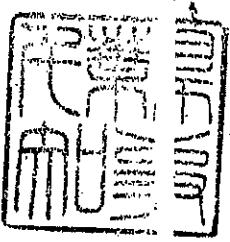
年法律第68号) 第46条第1項を適用して、主文のとおり裁決する。

平成29年11月6日

千葉県知事

鈴木栄治





8

Q